| 区分 | 事業内容 | 補助対象経費 | 事業実施主体 | 補助率 | 実施要件 | 実施期間 | 軽微な変更 | |
|-------|---|--|---|-----|---|--|----------------|------------------------------|
| | | | | | | | 経費の配分の 変更 | 事業内容の変 更 |
| 1 トプ業 | 扱量を拡大しようとするフードバンク活動団体の発展なもの発展なものででの取組を行う。ただし、いずれか1つ取組に複数の取組を選択して実施するものとする。 ア 検討会の開催 特定非営利活動団体、消費者団体等で構成される検討会を設置し、フードバンク活動の普及による食品ロス削減のの普及による食品ロス削減の | ・ 委員謝金、講師謝金・旅費、事務局員旅費、普及啓発資料作成と係る事務局員手当(注)及びデザイン費を含む。)、会場借料、印刷製本費、通で消耗品費、人材育成の実施に係る講習会等受講費(講習会等受講料、研修指導者謝金)及び受講者旅費 | 員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会。また、フードバンク活動団体ではない団体であって次に掲げる団体。 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、学校法人、公社、独立行政法人、社会福祉法人、又は市町村協議会の構成員及び法人格を有さない団体であって知事が特に認める団体(以下「特認団体」 | | 事業実施完了日までに、介活動きに、食品の取扱いる食品の取扱い等に関する手引き」(農林水扱い等に関する手引き)に農林水扱いを省公表資料)に基づく又は準であるでは農林で、大力の取扱い等に関するを整備するかのでは、大力であるである。であるであることである。であるであることであるであることである。また、以下を受けたことの事業をにおい体であることであるに掲げる2の事業を有することである。また、以下を受けたことの事業を有がないことがある。また、以下を受けたことのである。また、以下を受けたことのであることがあることがでないことがでないことがでないことがでないことがでないことがでないことがでないことがでないことがでないことがでないことがでないことがでないことがでないことがでないことがでないことがである。第単のでは、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力 | 日 5 1 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 事業内容の (1)及び | 事業内容の 各項目の削 除以外の変 更 |

| 食品衛生責任者講習、先進フードバンク活動団体での現地研修の受講等の取組を行う。 オ 連携強化の実施 他のフードバンク活動団体との連携強化を図るための情報交換会を開催する。 カ 報告書の作成 アからオまでの取組による成果を取りまとめ、報告書を作成し、公表する。 | | | (ク) 平成 29 年度食品ロス削減等総合対策事業フードバンク活動の推進事業(ケ) 平成 30 年度持続可能な循環資源活用総合対策事業フードバンク活動の推進事業(コ) 平成 31 年度食料産業・6 次産業化交付金フードバンク活動の推進事業(サ) 令和 2 年度食料産業・6 次産業化交付金フードバンク活動の推進事業(シ) 令和 3 年度食料産業・6 次産業化交付金フードバンク活動の推進事業(シ) 令和 3 年度食料産業・6 次産業化交付金フードバンク活動の推進事業 | | |
|---|--|-------|---|--|--|
| 設立から間もないフード バンク活動団体や生鮮食品 の取扱量を拡大しようとす るフードバンク活動団体の 発展に向けて、その活動を 円滑なものとするため、運 搬用車両、食品の保管用倉 庫(冷蔵庫・冷凍庫含む。)、 | く。) - 一時保管用倉庫(常温倉庫、保 冷倉庫、業務用冷凍冷蔵庫等)の 賃借料 | , , , | | | |

|2 先進||食品の取扱量の拡大等の課題に||事業内容に掲げる取組に必要な以||第2事業内容に掲げるアからカまでのいずれ||1/2 以| 援事業

ア 広域的な連携

フードバンク活動団体が、そ ・ 活動経費 堂等と連携し、広域的に食品の 費、消耗品費、委託費 受入れ・提供を行う。

イ プラットフォームの構築

民間団体等が、食品関連事 点で効率的な提供先を調整 ンク等の消耗品を除く。) し、円滑に食品の受入れ・提供 を行う。

ウ マッチングに特化した活動 フードバンク活動団体が、 う食品関連事業者と、その食 品を必要とする子ども食堂等 とのマッチングのための連 絡・調整を行い、円滑に食品の 受入れ・提供を行う。

エ 企業・行政とのコーディネー

フードバンク活動団体が、 より子ども食堂等への食品の費用は補助対象外とする。 提供を行う。

オ 農業者との連携

れか1つ又は複数の取組を行う。 きるものとする。

運搬用車両の賃借料 (燃料を 業者から食品の寄附の相談を 除く。)、一時保管用倉庫(常温倉 一括して受け付けるプラット 庫、保冷倉庫、業務用冷凍冷蔵庫 フォームとなり、複数地域の 等) の賃借料、入出庫管理機器(ハ 多数のフードバンク活動団体 ンドリフト、ハンディスキャナ、 と連携し、物流コスト等の観 ラベルプリンタ等)の賃借料(イ

- 食品の輸配送費
- (ア) 他者に対して車両単位で輸配 送を依頼することにより行うも
- 食品の輸配送・保管を自ら行 (イ)小口配送便等により行うもの うことなく、食品の寄附を行 (ウ)事業実施者となるフードバン クの運営に携わる者が、自ら輸 配送することにより行うもの (輸配送に伴う荷積み、荷卸し、 倉庫の入出庫に係る業務に係る 実働に応じた対価(注)及び燃 料代(走行距離1キロメートル あたり16円に補助率を乗じた 額を補助上限とする。)を含む。)

食品関連事業者や地方公共団 なお、食品の輸配送費について 体との連携強化により、継続は、以下(a)または(b)に該当す 的な食品の受入れや、食料のるものとし、フードバンクから需要 支援を必要とする者の情報の 地に輸配送した後に、当該需要地か 適切な把握等を行うこと等に「ら別の子ども食堂等へ輸配送する

> (a) 食品関連事業者等から事業実 施者のフードバンクに輸配送す るために必要な費用であって、

|的取組支||対応する先進的な活動を行うフ||下の経費を対象とすることとし、高||かの取組を行うフードバンク活動団体又は当||内 ードバンク活動団体を拡大させ 知県以外の地域において事業の実 該団体が構成員となるフードバンク活動の推 るため、次のアからカまでのいず 施に必要な経費も含めることがで 進を目的とした協議会。また、フードバンク 活動団体ではない団体であって、イの取組を 行う次に掲げる団体

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組 の所在する都道府県以外の地域 人件費・賃金(注)、謝金、旅費、織する団体、民間事業者、公益社団法人、公 の食品関連事業者及び子ども食 会場借料、資料作成費、通信運搬 益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、 特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組 合、消費生活協同組合、学校法人、公社、独 • 食品の一時保管用倉庫等の賃 立行政法人、社会福祉法人、又は特認団体

事業実施完了日までに、食品の取扱い に当たって「フードバンク活動における 食品の取扱い等に関する手引き」(農林水 産省公表資料) に基づく又は準じた取扱 いを行う体制を整備すること。

第1欄の区分に掲げる1の事業を実施 する間接補助事業者でないこと。

事業内容の事業内容の アからカの各項目の削 経費の相互除以外の変 間における更 30%以内の

増減

補助事業に 要する経費 の 30%以内 の減

| フードバンク活動団体が、 | フードバンクが支払うもの | | | |
|--------------------|-------------------|--|--|--|
| 農林漁業者又は農林漁業者の | (b) 事業実施者のフードバンクか | | | |
| 組織する団体と連携して、生 | ら需要地(こども食堂等)に輸 | | | |
| 産段階で発生する規格外を含 | 配送するために必要な費用であ | | | |
| む農林水産物を受入れ、子ど | って、フードバンクが支払うも | | | |
| も食堂等に提供する。 | \mathcal{O} | | | |
| カー食品関連事業者と連携した | ・ システム構築費 | | | |
| フードバンク活動 | 区分の2における事業内容の | | | |
| 民間団体等が、複数の食品 | | | | |
| 関連事業者と連携すること | | | | |
| により、食品の品目や量の偏 | | | | |
| りの解消等に取り組みつつ | | | | |
| 食品の受入れを行い、子ども | | | | |
| 食堂等のニーズに対応した | | | | |
| 食品の提供を行う。 | る。) に係るシステム設計費、 | | | |
| 222 - 367 (210) 0 | 補助賃金、マニュアル作成費 | | | |
| | , | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(注)補助事業に要する人件費(補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当)を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)に基づいて算出すること。